

〔 令和3年8月3日  
労働委員会事務局 〕

## 不当労働行為救済申立てに対する命令の発出について

広島県労働委員会は、次の申立てに対する命令（一部救済）を決定し、令和3年8月3日、当事者に命令書（写し）を交付しました。

### 1 申立ての概要

#### (1) 当事者

申立人：X組合

被申立人：Y会社

#### (2) 申立日

令和2年5月11日

#### (3) 内容

X組合は、Y会社が①A<sub>2</sub>組合員らの労働契約書等を団体交渉事項とした団体交渉要求に応じなかったこと、②団体交渉におけるX組合との確認事項を履行していないこと、③Y会社社員が労働契約書についてX組合を介さずA<sub>4</sub>組合員と直接接触したことが、それぞれ不当労働行為であるとして、救済を申し立てた。

### 2 命令の要旨

#### (1) 主文

ア Y会社は、令和2年2月18日付けの団体交渉要求に対して、本命令書受領日から2週間以内に応じること。

イ Y会社は、X組合から団体交渉要求があったときは、誠実に応じること。

ウ Y会社は、令和元年11月18日に行われた団体交渉における確認事項に基づいて、組合員A<sub>2</sub>の労働契約書を作成し、同人に手交すること。

エ Y会社は、組合員A<sub>2</sub>及びA<sub>3</sub>に対し、同意のないシフト変更がされていなければ支払われることとなっていた賃金相当額及び利息を支払うこと。

オ Y会社は、本命令書受領日から1週間以内に、X組合及び組合員らに謝罪文を交付すること。

カ X組合のその余の申立てを棄却する。

#### (2) 理由

ア Y会社が団体交渉に応じなかったことに正当な理由はなく、労働組合法第7条第2号の不当労働行為に当たる。

イ 令和元年11月18日の団体交渉における確認事項に係るY会社の対応は、団体交渉における確認事項を合理的な理由もなく履行しないものであり、不誠実であるといえるから、労働組合法第7条第2号の不当労働行為に当たる。さらに、このような対応は、支配介入として、労働組合法第7条第3号の不当労働行為に当たる。

ウ Y会社は、X組合を介さずA<sub>4</sub>組合員に直接意思確認しており、かかるY会社の行為は、支配介入として、労働組合法第7条第3号の不当労働行為に当たる。